



おしらせ ひろば



市・府民税の申告

2月16日(木)～
3月15日(水)
午前8時45分～
午後5時15分
(土・日・祝日除く)

1月1日現在、市内在住のかたは、令和4年中(令和4年1月1日～12月31日)の所得を申告してください。

申告場所 市役所1階エントランスホール

申告に必要なもの

- ・申告書
- ・給与や年金(個人年金含む)の源泉徴収票
- ・収入や経費のわかる書類
- ・各種控除のための領収証、障害者手帳など
- ・医療費控除の明細書など
- ・本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)
- ・個人番号(マイナンバー)が確認できる書類(扶養親族の分を含む、通知カードのみは不可)

公的年金等を受給しているかた

確定申告が不要なかたでも、市・府民税の申告が必要になる場合があります。市・府民税の申告をされないかたの所得控除は、「公的年金等の源泉徴収

票」の記載内容のみの適用となります。

その他、扶養・社会保険料・生命保険料・医療費などの控除は、市・府民税の申告をすることにより、その控除を受けられる場合があります。

申告の必要がないかた

① 税務署へ所得税の確定申告をするかた

② 収入が給与のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されているかた(勤務先に確認してください)

③ 収入が公的年金のみで、前記の「公的年金等を受給しているかた」の内容に当てはまらないかた

④ 市内居住の親族に扶養されているかた(確定申告や年末調整などで税法上の扶養親族とされているかたに限る)

注意事項

- ・遺族年金や障害年金、失業保険などは課税対象の収入ではありません。
- ・65歳以上で障害者手帳がないかたも、要介護認定を受けている場合は障害者控除を認められることがあります。高齢介護課(☎072-4333-7041)へお問合せください。
- ・代理人による申告や、国外に居住する親族の扶養控除などの必要書類は、課税課へお問合せください。

問合せ先 課税課 ☎072-4333-7250

軽自動車などの譲渡時廃車手続きは3月末までに

軽自動車税(種別割)は4月1日現在の所有者に課税されます。次の場合は3月末までに必ず廃車手続きをしてください。

① 車を売却・譲渡・スクラップした

② 盗難にあった・プレートを紛失した(事前に警察への届出が必要)

③ 手続には、印鑑(個人の場合は不要)・被害にあった日と場所・警察への届出日・警察署名などを記したものが要です。

岸和田税務署からのお知らせ

消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)は10月1日からインボイス制度が開始されます。

各種準備が必要ですので、登録予定のかたは、早めの登録申請をお勧めします。

◎申告と納税はお早めに!

納税は便利なキャッシュレス納付をお勧めします。

申告・納付期限

① 申告所得税・復興特別所得税 3月15日(水)

② 消費税・地方消費税 3月31日(金)

③ 贈与税 3月15日(水)

問合せ先 岸和田税務署 ☎072-4338-1341

種類	廃車手続先
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	市役所課税課 ☎072-433-7254
軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会 和泉市伏屋町1-13-3 ☎050-3816-1842
自動二輪車(125ccを超えるもの)	和泉自動車検査登録事務所 和泉市上代町官有地 ☎050-5540-2060

子育て支援センター

ひだまり

◆GOOD(スマイル)DAY

つどいの広場、土曜開催です。ぜひパパも一緒に遊びに来てね。

日時 2月25日(土)午前9時30分～正午

場所 子育て支援センターひだまり

対象 0歳～就学前の子どもと保護者

申込 2月24日(金)午前10時～窓口・電話

◆おやこで運動遊び&ピクニックヨガを楽しもう♪

ぜひパパも参加してくださいね。

日時 3月11日(土)午前10時30分～11時30分(雨天中止、中止の場合は当日9時

子育て支援センター

15分頃ブログに掲載場所 市民の森広場 講師 池田有美さん(コトモット)

対象 2歳～就学前の子どもと保護者

定員 12組(定員になり次第締切)

申込 2月27日(月)午前10時～窓口・電話

申込・問合せ先 子育て支援センターひだまり ☎072-4333-7064

子ども子育て交流施設 つげさん広場

◆食育連続講座(保育付) 基本編

日時 ①講座…3月2日(木)②調理実習…3月9日(木)午前10時～正午

対象 妊婦・小学生の保護者

場所 ひと・ふれあいセンター

講師 井上則子さん(乳幼児食指導士)

定員 10人(保育定員6人・1回1000円必要)

参加費(2回分) 1500円

申込・問合せ先 コミュニティスペースえいる ☎070-5041-2567 (平日午前10時～午後3時)

児童手当

◆児童手当

2月期(10～1月分)の児童手当を、2月15日(水)に受給者の口座に振込みます。

◆児童扶養手当

3月期(1・2月分)の児童扶養手当を、3月10日(金)に受給者の口座に振込みます。

問合せ先 子ども福祉課 ☎072-4333-7021

子育て世代向けの情報発信アプリ

ためまっぷかいづか(仮称)説明会

試行版アプリの操作説明と情報発信について、みなさんから意見をうかがいます。

日時 2月17日(金)午前10時～11時30分

場所 市役所5階大会議室B

対象 子育て世代のかた

持物 スマートフォンなどインターネットを利用できる端末

定員 30人(保育定員10人、定員になり次第締切)

申込 2月10日(金)以降、件名に「★ためまっぷかいづか説明会参加」、本文に氏名・保育の希望有無(有の場合は子どもの年齢)を記載し、メールで

申込・問合せ先 子育て支援課 ☎072-433-7090

子ども療育支援室 公開講座

日時 3月4日(土)午後1時30分～3時(オンライン)

内容 教室にいる気になるこどもの理解と支援

対象 どなたでも

講師 高橋泰子さん(言語聴覚士)、武井麻喜さん(作業療法士)、畑中良太さん(理学療法士)

定員 80人(定員になり次第締切)

参加費 無料

申込 下記二次元コードから

締切 3月3日(金)午後5時

申込・問合せ先 大阪河崎リハビリテーション大学 ☎072-446-6700

提供可能な食品などがあれば協力ください。

市内の子ども食堂などで活用させていただきます。

受付できるもの

①賞味期限が2カ月以上あり常温保存が可能で未開封のもの

米・菓子類(個包装されたもの)・乾麺類・インスタント食品・飲料類(缶・ペットボトルなど)・缶詰・サラダ油・調味料など

②未開封の次のもの

ペーパータオル・食品ラップ・紙コップ・紙皿・割り箸・使い捨てスプーンなど

受付できないもの

生鮮食品・冷凍食品・冷蔵食品・アルコール類・手作り加工品・賞味期限の記載のないものや2カ月未満のもの

受付日時 3月8日(水)午前10時～午後3時

子ども療育支援室

受付場所 市役所1階エントランスホール

問合せ先 子ども福祉課 ☎072-4333-7022

子ども療育支援室

日時 3月4日(土)午後1時30分～3時(オンライン)

内容 教室にいる気になるこどもの理解と支援

対象 どなたでも

講師 高橋泰子さん(言語聴覚士)、武井麻喜さん(作業療法士)、畑中良太さん(理学療法士)

定員 80人(定員になり次第締切)

参加費 無料

申込 下記二次元コードから

締切 3月3日(金)午後5時

申込・問合せ先 大阪河崎リハビリテーション大学 ☎072-446-6700



メール